

子ども若者はぐくみ局創設に伴う区役所・支所の再編及び 衛生課業務等の集約化に伴う体制等について

本市では、子どもや青少年等に関する施策を融合し、妊娠、出産、児童、青少年から若者に至るまで、子育て支援施策を一元化し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進していくため、平成29年度当初に子ども若者はぐくみ局を創設することとしております。

併せて、各区役所・支所においても、福祉部（福祉事務所）と保健部（保健センター）について、福祉と保健の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民から分かりやすい6つの相談窓口（「子ども」「障害保健福祉」「健康長寿推進」「生活福祉」「保険年金」「医療衛生相談」）に再編するとともに、地域に根ざした取組の推進を図ってまいります。

加えて、違法な「民泊」の適正化に向けた指導等の業務や、感染症や食中毒などの迅速かつ的確に対応する必要がある健康危機管理業務について、より専門性を高めて機動的かつ重点的な対応を図るため、全市で一箇所の拠点に集約致します。

宿泊施設等の関係事業者への指導業務や健康危機管理業務等を集約化する一方で、生活衛生、食品や犬猫等に係る身近な相談に対しては、11の区役所の窓口に加えて、新たに3つの支所にも相談窓口を設置し、全市で14箇所に充実して、集約部門と一体となっ
てきめ細やかに対応し、市民サービスの更なる向上を図ることとします。

1 基本的な考え方について

- (1) 福祉部（福祉事務所）、保健部（保健センター）を、福祉と保健の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民から分かりやすい6つの相談窓口（「子ども」「障害保健福祉」「健康長寿推進」「生活福祉」「保険年金」「医療衛生相談」）に再編し、全区役所・支所に設置するとともに、地域に根ざした取組の推進を図る。そのうえで、各事業についてもしっかりと検証し、必要な充実や見直しを行い、これまでの福祉部、保健部の機能についても維持向上を図っていく。
- (2) 地域に密着した取組を進めるため、健康長寿の取組を中心に、地域に出向いて講座等を実施する、アウトリーチ型の事業に転換するとともに、保健福祉センターと地域力推進室との一層の連携の下、地域保健・地域福祉や、健康づくりをはじめとした様々な取組を、地域のまちづくりと一体となって進める。
- (3) 6つの窓口の設置と併せ、医療・衛生業務については、全市で1つの拠点に集約した集約部門を設置し、
 - ① 違法な「民泊」指導や医療監視、営業施設の監視・指導など、該当施設や営業者の下に出向いて、計画的・一体的に行う業務について、より専門的、効率的、重点的に対応できる体制を構築する。

② 感染症や食中毒対応など，昼夜，平日・休日の別なく，広域的に発症者の住居や勤務先，飲食店等に出向き，速やかな対応が必要な健康危機管理業務について，より迅速かつ効率的に対応できる，柔軟な体制を構築する。

(4) 集約化に伴い再編する区役所・支所の医療衛生部門の業務については，

① 生活衛生や食品，犬猫等に係る身近な相談について，これまでの11の区役所に加えて，新たに3つの支所にも窓口を設置し，全市で14箇所充実して対応する。

② 窓口における市民の相談へのきめ細かな対応に併せて，必要に応じて訪問活動や緊急時の施設監視を実施する。

③ 集約部門との一体性をより強固にするため，保健福祉局の組織とする。

2 再編後の区役所・支所及び集約部門（医療衛生部門）の体制について

別紙1のとおり

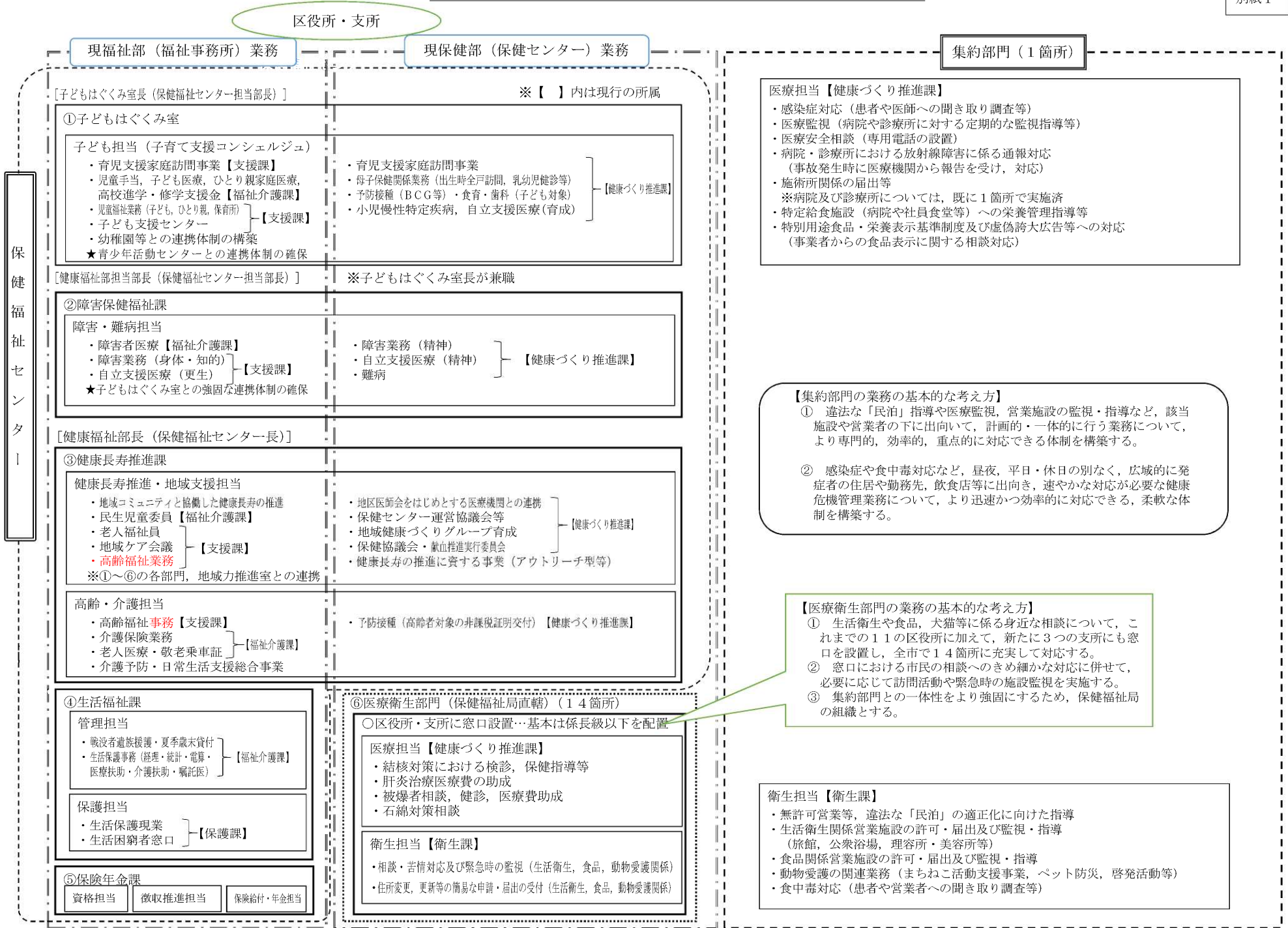
3 集約部門設置後の医療衛生関係の相談，申請先等について

別紙2のとおり

4 今後の取組について

子ども若者はぐくみ局の創設，区役所・支所の再編及び集約部門の設置に向け，事業内容の精査，所管業務の整理，レイアウト改修等を検討したうえで，平成29年2月市会に，予算等を提案するほか，関係規定の整備等の準備を進めてまいります。

※ 検討状況については，今後とも，市会をはじめ，関係機関等にも可能な限りお示ししつつ進めてまいります。



※組織名称、ポスト、所管業務（主な所管業務の例示）等は現時点の案であり、今後調整等の可能性があります。

集約部門設置後の医療関係の相談、申請先等について

医療関係

【集約部門への直接問い合わせ等】

- ・専用電話による医療に関する相談
- ・事業者からの食品表示に関する相談
- ・病院からの結核等の感染症発生時の連絡
- ・病院からの放射線障害に関する通報
- ・あん摩マッサージ師等の開設等の届出

【身近な相談、医療費の申請等】

- ・医療に関する身近な相談
- ・結核にかかるとの医療費の申請
- ・アスベストに関する健康相談
- ・肝炎治療費の申請
- ・被曝者健康相談、医療費の申請
- ・結核健康診断、胸部検診（結核健診）等の受診

事業者等
市民

・身近な相談、医療費の申請等は、これまでどおり、市民の身近な区役所・支所で受付

・継続的な家庭訪問等については、これまでどおり、市民の身近な区役所・支所で実施

【家庭訪問等の実施】

- ・結核にかかった方に対する、継続的な家庭訪問による服薬支援等
- ・結核の治療を終了された後の定期的な経過観察
- ・肝炎検査で陽性と判定された方に対する治療状況の確認等

区役所・支所

報告

集約部門（一箇所）

【集約部門における直接実施】

- ・結核等の感染症発生時の患者や届出医師等への聞き取り調査等
- ・保健所長による結核入院勧告及び入院費用の支給
- ・大学や高齢者施設等に個別に出向いて実施する感染症に関する講習会等
- ・病院や診療所等に対する定期・不定期の監視・指導
- ・病院や社員食堂等に個別に出向いて実施する栄養管理指導
- ・病院や社員食堂等に対する講習会（行政区単位や病院等の施設種別毎での集合研修等）の実施
- ・アレルギー表示等を実施する飲食店へのスタッフカー交付

衛生関係

集約部門設置後の衛生関係の相談、申請先等について

【集約部門への直接問い合わせ等】

- ・新たに飲食店、肉・魚等の販売、宿泊施設、美容所等の営業を始める際の許可申請
- ・区域をまたぐ広域的なイベント等に際しての事業者からの食品を取り扱う際の相談・届出・申請
- ・京・食の安全衛生管理認証（自主的な衛生管理の認証制度）の申請
- ・自社商品の不良を発見し、自主回収を行った際の報告

【身近な相談】

- ・スズメバチの巣を見つけた
- ・食品に異物が入っていた
- ・野犬を見つけた
- ・けがをした犬猫を見つけた
- ・野良猫への不適切な餌やりを見つけた
- ・犬猫のふん尿の放置を見つけた
- ・食中毒が疑われる事案がある等

- ・身近な相談、簡易な届出等は、これまでどおり、市民の身近な区役所で受付
- ・加えて、平成29年度からは、新たに3つの支所でも受付窓口を設置

【簡易な届出等】

- ・飲食店、肉・魚の販売、宿泊施設、美容所等を営業している方の更新手続きや営業者の住所を変えた際に行う申請・届出
- ・飲食店、肉・魚の販売、宿泊施設、美容院等を営業している方からの、営業許可等の証明書発行の申請
- ・食品衛生責任者の届出
- ・学園祭や地域のイベントの際に行う模擬店の開設届
- ・新しく犬を飼った際の登録申請、所有者不明の猫の引取
- ・改葬許可（遺骨の移設）の申請

【集約部門における直接実施】

- ・食品への異物混入、スズメバチの巣の発見、野犬やけがをした犬猫の現認、野良猫への不適切な餌やりや犬猫のふん尿の放置の現認等を受けた際の現地調査
- ・食中毒発生の通報を受けた際の速やかな患者や営業者への聞き取り調査等
- ・飲食店、肉・魚の販売、宿泊施設、美容所等に対する定期・不定期の監視・指導
- ・スーパー等に陳列されている食品や食品工場における食品の抜取検査
- ・違法な「民泊」に対する重点的な指導
- ・お風呂屋さんの水質検査や、映画館等の空調検査
- ・狂犬病の集合注射の実施、咬傷事故発生時の被害状況等の調査
- ・市民を対象としたリスコミュニケーション（食品工場の見学会等）の実施

事業者等

区役所・支所

報告

集約部門（一箇所）

子ども若者はぐくみ局創設に伴う区役所・支所の再編及び
衛生課業務等の集約化に関する本市の考え方

Q 今回の区役所・支所の再編に係る基本的な考え方は。

A 今回の組織改正については、

- (1) 福祉部（福祉事務所）、保健部（保健センター）を、福祉と保健の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民から分かりやすい6つの相談窓口（「子ども」「障害保健福祉」「健康長寿推進」「生活福祉」「保険年金」「医療衛生相談」）に再編し、全区役所・支所に設置するとともに、地域に根ざした取組の推進を図る。そのうえで、各事業についてもしっかりと検証し、必要な充実や見直しを行い、これまでの福祉部、保健部の機能についても維持向上を図っていく（医療衛生部門については、新たに3つの支所にも設置）。
- (2) 地域に密着した取組を進めるため、健康長寿の取組を中心に、地域に出向いて講座等を実施する、アウトリーチ型の事業に転換するとともに、保健福祉センターと地域力推進室との一層の連携の下、地域保健・地域福祉、子育て支援や健康づくりをはじめとした様々な取組を、地域のまちづくりと一体となって進める。
- (3) 6つの窓口の設置と併せ、全市で1つの拠点に集約した集約部門の業務については、
 - ① 違法な「民泊」指導や医療監視、営業施設の監視・指導など、該当施設や営業者の下に出向いて、計画的・一体的に行う業務について、より専門的、効率的、重点的に対応できる体制を構築する。
 - ② 感染症や食中毒対応など、昼夜、平日・休日の別なく、発症者の住居や勤務先、飲食店等に出向いた速やかな対応が必要な健康危機管理業務について、より迅速かつ効率的に対応できる、柔軟な体制を構築する。
- (4) 集約化に伴い再編する区役所・支所の医療衛生部門の業務については、
 - ① 生活衛生や食品、犬猫等に係る身近な相談について、これまでの11の区役所に加えて、新たに3つの支所にも窓口を設置し、全市で14箇所充実して対応する。
 - ② 窓口における市民の相談へのきめ細かな対応に併せて、必要に応じて訪問活動や緊急時の施設監視を実施する。

という観点から取り組むものであり、決して「保健センターを解体する」といったものではありません。

Q 今回の区役所・支所の再編について、「保健センターが解体される」等とする声もあがっている。今回の「保健福祉センター」の設置により、こういったことを目指すのか。

A 「保健福祉センター」の設置により目指すことは、「保健」と「福祉」の垣根を取り払い、地域と連携して、保健・医療・福祉が融合して、子育て支援や健康長寿のまちづくりを目指そうとするものです。

一部で「保健センターが解体される」等とする声があるのは事実だが、こうした指摘は当たらないと考えています。

具体的には、これまでの保健センターの健康づくりの取組について、センターで参加者を待っているのではなく、積極的に地域に出向いていく、いわゆる「アウトリーチ化」を進め、更に充実させていくことを考えています。

引き続き、平成29年度予算に向けて、具体的な事業の充実や見直しの検討を進めてまいります。

Q 区役所・支所の分野別に再編されることによって、保健師の業務はどうなるのか。

A 今回の区役所・支所の再編により、専門職としての保健師を、「子ども」「障害」「健康長寿」「医療衛生」の各分野に配置することとなります。分野別に配置することで、これまで以上に専門性を向上させ、複合的な課題を抱える方に対して保健・医療・福祉といった総合的な視点から支援ができるものと考えています。

また、それぞれの分野での専門的な業務を行う一方、各分野を横断的につなぎ、統括する存在として、「統括する立場の保健師」を、「健康長寿推進課」に配置し、各分野の保健師への助言、指導、人材育成を行うとともに、地域を総合的に捉える視点から、必要とされるニーズを分析し、保健施策の企画立案等に関わっていく役割を担います。

Q 区役所・支所の「保健福祉センター」は、分野別にわかりやすく再編される一方で、それぞれの部署が縦割りになって、連携が取れなくなっている。どのように連携体制を確保していくのか。

A 今回の区役所・支所の再編により、ますます地域と一体となって、保健・医療・福祉の連携で、子ども、障害のある方、そして高齢者を支えていく仕組づくりが大切と考えています。

このため、新たに地域との連携の核となる「健康長寿推進課」を設け、民生委員や保健協議会等の皆様との連携を更に密にしていきます。

また、「健康長寿推進課」を核として、子ども・障害等の各分野別窓口が連携して、複合した課題をお持ちの方、あるいは施策のはざまにある方を、しっかりと支援していきます。

具体的には、専門職としての保健師を配置する、「子ども」「障害」「高齢」「医療衛生」の各分野を横断して統括する存在として、「統括する立場の保健師」を、「健康長寿推進課」に配置し、例えば「障害」を抱える「高齢者」や「子ども」の「障害」といった、複数の課題を抱える方、施策のはざまにある方への支援に際し、関係者を集めた連携体制の構築、あるいはこうした支援に対応できるよう、各分野の保健師への助言、指導、人材育成等の総合調整に取り組んでいきます。

Q 新たに区役所・支所に設置される「子どもはぐくみ室」が、「地域の子育て支援の情報収集・発信の総合拠点」となるための、これまでの取組状況は。また、今後どのように具体化していくのか。

A 「地域の子育て支援の情報収集・発信の総合拠点」となるべく、とりわけ幼稚園については、今年新たに区役所・支所の職員が各園を訪問する取組を開始し、連携強化を図っております。

今後、こうした連携を基に、幼稚園の預かり保育をはじめ、児童館、学童保育や一時保育等、各種の子育て支援情報を更にきめ細かく収集し、広く発信するとともに、今後育成していく「子育て支援コンシェルジュ」を中心に、それぞれの子育て家庭や親御さんが置かれている状況を踏まえて、きめ細かな相談対応を行ってまいります。

Q 新たに「衛生課業務等の集約化」が進められようとしている。区役所の衛生課は、生活に密着した身近な相談に対応してきた。

集約化により、こうした相談の窓口が全市1箇所減らされてしまう、あるいは、地域から遠くなって十分対応してもらえなくなる、といった声もあるが、どういうことなのか。

A 生活衛生に関する身近な相談に対しては、11の区役所に加えて、新たに3つの支所にも相談窓口を設置し、これまで以上に地域と密着して対応してまいります。

衛生課業務の集約化については、事業者等に対して、現地に出向いて指導を行う専門職の拠点として、違法な民泊の適正化をはじめ、食中毒、あるいは感染症といった事案に対し、より専門性を高め、集中して対応できるようにするものです。

集約化部門についても、引き続き区役所と連携し、より専門的な対応にしっかりと取り組んでまいります。

従って、「相談の窓口が1箇所になる」、あるいは、「地域から遠くなって対応が不十分になる」といったことはないと考えています。

Q 局名には「若者」とあるが、区役所においては「若者」への支援を行う部署が見当たらない。若者に対する支援やアプローチについて、区役所では具体的どのように対応するのか。

A 子ども、若者に関する市民の身近な相談窓口は、区役所の「子どもはぐくみ室」と市内に7箇所設置している「青少年活動センター」となります。まずは、それぞれの役割についてしっかりと周知をすることが必要と考えています。その次の取組として、「青少年活動センター」が行う青少年支援の取組について、区役所の「子どもはぐくみ室」でも市民の皆様にも周知できるようにしてまいります。そのうえで、「子どもはぐくみ室」と「青少年活動センター」の連携を図り、新たな施策の実施など、取組を充実していきたいと考えています。

Q 医師をスタッフ職とするとの話があったが、医師の専門性は発揮できるのか。
保健センター長には医師が多くいるが、地区医師会との連携がこれまでどおり図れるのか。

A 医師職については、現在、各区・支所の保健センターに配属され、当該区・支所における感染症対策や健康づくり，医療監視等に係る対応方針の決定，健診業務への従事等，公衆衛生の推進に係る専門職としての業務に加え，区役所・支所組織の一員として，部下職員の人事・サービス管理や各区独自のイベント等への従事，区内定例会議への出席，選挙事務の応援等，一般事務職等と同じ業務にも従事しています。

今後，一人ひとりの医師職の専門性を発揮できる体制を確保するため，医師職全員について，担当業務を特化し必要な権限を有したいわゆるスタッフ職として位置付け，本庁に配置することを検討しています。

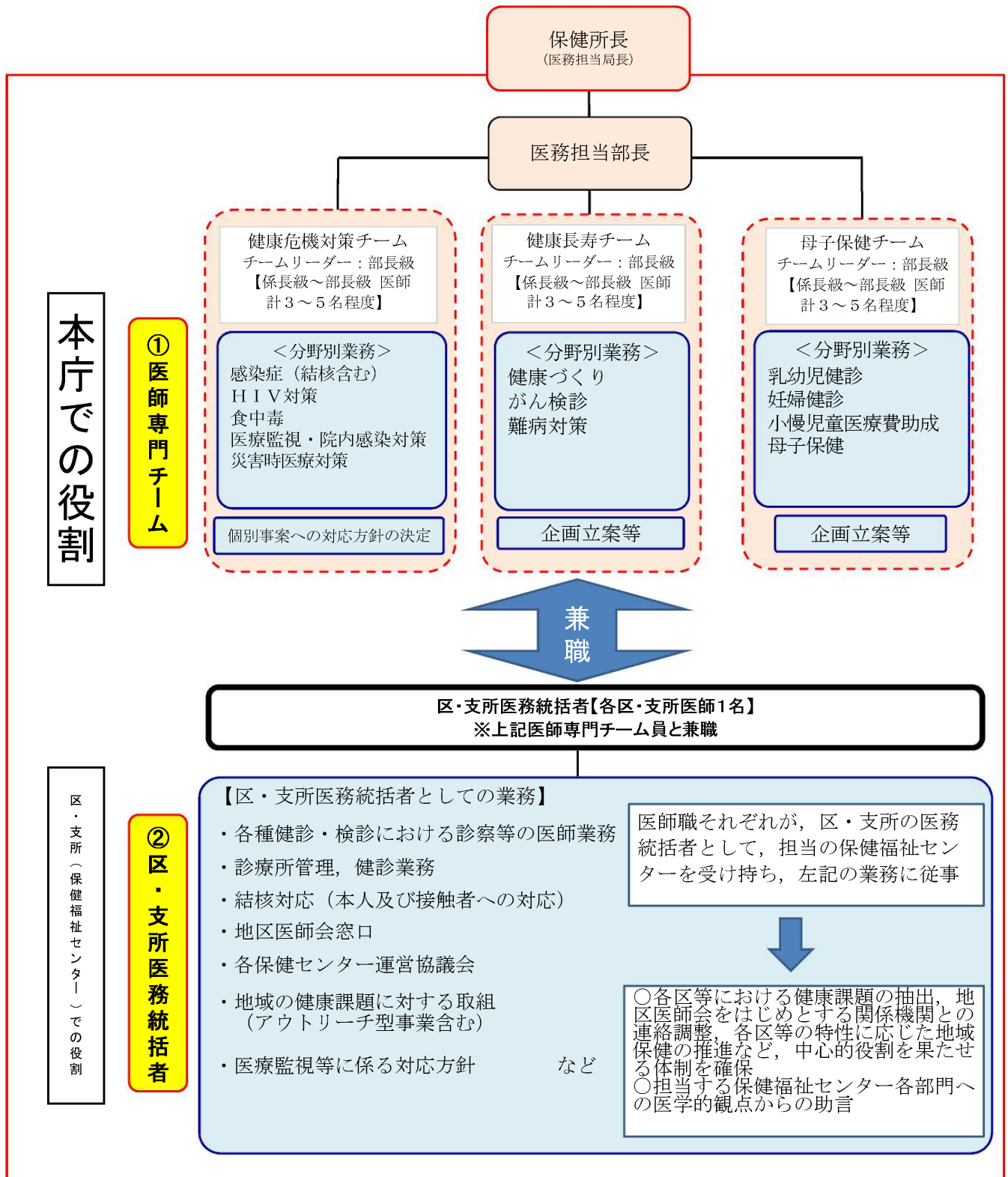
このことにより，医師職の業務範囲が公衆衛生に関することであることが明確となり，より一層医師としての見識，判断を，健康危機管理業務の対応方針の決定や事業の企画等に活用していきたいと考えております。

具体的には，公衆衛生・地域保健の核となる感染症対策，健康づくり，母子保健の3つの分野ごとに数名ずつを医師職チームとして集約化部門に配置することにより，組織的な対応力についても強化を図ることを検討しています。

この医師職チームの下で，感染症及び食中毒等の健康危機事案の発生に係る対応方針について速やかに組織的な決定を行うとともに，健康づくり及び母子保健施策の企画立案についても医師職チームが医学的側面からの分析，評価等に加え，更には，保健所長，担当部長，担当課長，担当係長の各権限に応じた判断や指揮命令により，多職種連携による総合的な地域保健の推進体制を整えていきます。

そのうえで集約化部門の各医師職それぞれが，担当の各区・支所の保健福祉センターを受け持ち，兼職とすることで，各区等における健康課題の抽出や地区医師会をはじめとする関係機関を担当する医師として連絡調整を行う等，各区の特性に応じた地域保健の推進，保健センター運営協議会の運営等に当たって，引き続き中心的役割を果たせる体制を確保していきたいと考えています。

京都市における医師の役割イメージ(案)



本庁での役割

区・支所（保健福祉センター）での役割